

平成31年4月23日

各 位

最高裁判所事務総局広報課

最高裁判所長官の記者会見「裁判員制度10周年を迎えて」に  
おける撮影について

標記の取材については、下記の要領で行ってください。

記

1 日 時

5月15日（水）午後2時00分

2 場 所

最高裁判所大応接室

3 取材方法

- (1) カメラは1社につき1台です（2台以上使用を希望する社は予め申請してください）。
- (2) 撮影は、スチルカメラ及びビデオカメラとともに、長官の着席後から代表質問の第1問目の終了まで行うことができます（撮影終了は、広報課員の合図により行ってください。）。
- (3) 録音は、代表質問の第1問目の終了まで行うことができます。
- (4) 撮影位置は、別紙図面に表示したとおりです（ペン記者が着席位置から撮影することはできません。）。
- (5) 会見場以外での撮影は、一切できません。
- (6) 三脚を使用することはできますが、脚立は使用しないでください。
- (7) 取材中及び取材後に退室する際は、静肅かつ円滑に行われるよう広報課員の指示に従ってください。
- (8) 取材に当たっては広報課員の指示に従ってください。

4 集合時刻等

- (1) 取材カメラマンは、午後1時20分までに北玄関に到着し、広報課員の誘導があるまでは駐車スペースの車中で待機してください（広報課員が記者会見場に案内します。）。
- (2) ビデオカメラは、午後1時50分までにセットアップしてください。
- (3) カメラマン及びその補助者等は、必ず自社腕章を着用してください。
- (4) 長官の記者会見における撮影が終了した後、カメラマン等は、記者会見場から退室してください。

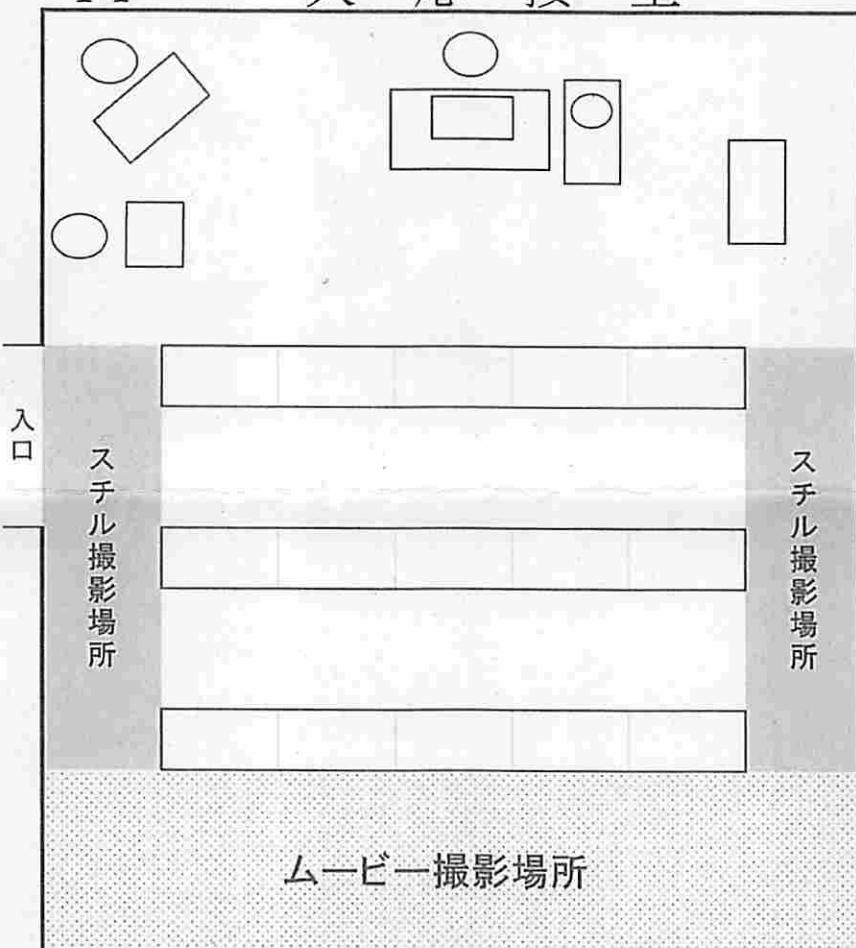
5 その他の

車両は必ず社旗を付け、当庁東門から出入りし、駐車は北玄関広場を使用してください。

(記者着席図)

4 F

# 大応接室



平成31年4月17日

大谷最高裁長官の記者会見について（お知らせ）

最高裁判所事務総局広報課

本年5月21日に、裁判員制度の施行からちょうど10年となることを踏まえ、憲法週間を迎えるに当たり実施していた最高裁長官の記者会見につき、今年度は「裁判員制度10周年を迎えて」と題し、

5月15日（水）午後2時から

実施することといたします。

なお、大谷最高裁長官は、例年どおり憲法記念日に寄せて談話を発表する予定ですが、記者会見当日の個別質問では、同談話に関するものも含め、裁判員制度以外の裁判所の課題等に関する御質問をしていただくことは差し支えありませんので、この点も併せてお知らせいたします。